

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成31年2月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 近江八幡駅前南部店舗 近江八幡市鷹飼町字一本木 223番3ほか7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 代表取締役 池谷幹男
- 3 変更しようとする事項

(1) 変更前

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
UDリテール株式会社 9時から21時45分まで
DCMカーマ株式会社 9時から21時45分まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時45分から22時まで
- ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設（UDリテール棟） 7時から20時まで
荷さばき施設（DCMカーマ棟） 7時から20時まで

(2) 変更後

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
UDリテール株式会社 8時から翌2時まで
DCMカーマ株式会社 9時から21時45分まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 7時30分から翌2時30分まで
- ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設（UDリテール棟） 6時から20時まで
荷さばき施設（DCMカーマ棟） 7時から20時まで

- 4 変更年月日 平成31年2月27日
- 5 変更の理由 営業計画変更のため
- 6 届出年月日 平成31年1月18日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町236番地

- (2) 縦覧期間 平成31年2月1日から平成31年6月3日まで

- 8 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 平成31年6月3日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号